

令和8年度（第151回）明治神宮奉納全国弓道大会 実施要項

1. 目的 弓道技能の向上および弓友相互の親睦を図るとともに、弓道の発展に寄与することを目的とする。
2. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟
3. 後援 明治神宮・一般財団法人明治神宮崇敬会
4. 主管 東京都弓道連盟
5. 期日 令和8年11月3日（火）
6. 会場 全日本弓道連盟中央道場／明治神宮武道場至誠館弓道場
〒151-8557 東京都渋谷区代々木神園町1-1
TEL：03-5302-5865
7. 競技種目 近的競技
8. 競技種類 個人競技
9. 競技種別 称号者の部・有段者の部（段位なしを含む）
10. 競技内容 予選：的中制（坐射・直径36cm霰的）・決勝：的中制（坐射・直径24cm星的）
11. 競技日程 8：30～ 受付（全選手中央道場にて行う）※申込締切後受付時間を指定する
中央道場入館（受付が終了した選手）※応援者等は入館できない
9：30～ 奉射・決勝 ※決勝進出者以外は速やかに退館すること
競技終了後 表彰式
12. 競技方法 (1) 各種別とも奉射（一手）を行う。
(2) 奉射は、両会場とも3人立4射場で行う。
(3) 奉射は、「競技における行射の要領（一手・坐射・3人立の場合）」により行う。
但し、範士のみ「審査における行射の要領」により行なう。
(4) 決勝は、奉射皆中者により射詰競技（直径24cm星的）を行い優勝を決める。
的中を逸した場合は、優勝決定以外は遠近競技（直径36cm霰的）により順位を決定する。
13. 表彰 (1) 優勝から3位までに賞状、及びメダルを授与する。
また、4位、及び5位に賞状を授与する。
(2) 称号者の部、優勝者に明治神宮より楯（持ち回り）を授与する。
(3) 優勝～5位に賞状を、優勝～10位に記念品を明治神宮より授与する。
14. 参加資格 (1) 各都道府県弓道連盟（地連）に加盟する会員であること。
(2) 本大会は、大会役員、及び競技役員も参加することができる。
15. 適用規則 公益財団法人全日本弓道連盟「弓道競技規則」ならびに本大会要項による。
16. 参加申込 (1) **方法：道場掲示の参加申込書に必要事項を記入の上、申込書入れの封筒に投函すること。
また、同時に道場掲示の参加者一覧にも氏名など必要事項を記入のこと。
参加料（3,100円）については、問合先メールアドレス宛に「ことら」にて送金、
または、練習などで道場で会った時にお支払い下さい。**
(2) 注意点：参加申込書には、必要事項をボールペン又は万年筆で自筆により楷書で判りやすく明確に記入すること。鉛筆・サインペン等は使用しないこと。
別添の参加申込書の氏名以外はパソコン入力も可とする。
(3) **問合先：競技担当 土田（entry.shinagawakyodo@gmail.com）**
(4) 大会の参加種別（称号段位）は、参加申込時のものとする。
(5) 参加申込後の返金を行わない。
17. 参加料 **1名：3,100円**
18. 締切日 **令和8年7月26日（日）15時まで。**

19. 宿 舎 各自手配のこと。
20. 注意事項
- (1) 受付は決められた時刻に本人が行い入館すること。
 - (2) 選手の服装は、弓道衣または和服とし、受付で配布するゼッケンを右腰前に付けること。
 - (4) 第3控で不在の場合は、棄権とみなす。
 - (5) 奉射及び、決勝の会場（中央道場・至誠館弓道場のいずれか）は主催者にて決定する。
 - (6) 大会当日は苑内駐車場（明治神宮会館・明治神宮文化館）が利用できない。
参加者は公共の交通機関を利用の上、来場すること。
 - (7) 参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、参加者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
 - (8) 参加者は健康保険証を持参のこと。
21. 映像の取り扱いについて
- 個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないように、十分に配慮すること。権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。
22. その他
- 申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。ただし、下記（2）の月刊『弓道』・ホームページ・X（旧Twitter）への掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。
- (1) 大会プログラムならびに関係書類への記載（氏名、所属地連、学校名、団体名、称号、段位）
 - (2) 大会結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページ・連盟公式SNSへの掲載（氏名、所属地連、学校名、団体名、称号、段位）
 - (3) 報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。
関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。